

国会公契第 45 号
国技建管第 4 号
令和 7 年 3 月 12 日

各地方整備局

総務部 契約管理官 殿

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課

公共工事契約指導室長

大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

(公印省略)

「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の
運用について

工事の週休 2 日の取得に要する費用の計上について、「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 43 号、国官技第 476 号）が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

附 則

- 1 本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の運用について」（令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 32 号、国技建管第 7 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

別 紙

週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっての考え方

1. 目的

国土交通省直轄工事においては、平成 28 年度から週休 2 日工事を実施し、週休 2 日工事の取組件数を順次拡大してきた。週休 2 日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け取り組むこととしている。令和 7 年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休 2 日（土日）の実現等の多様な働き方を支援するため、完全週休 2 日（土日）の補正係数を新設するものである。

2. 対象工事等

国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。以下同じ。）のうち支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が 4 億 9 千万円以上の工事が対象。）については、全ての工事を対象に、完全週休 2 日（土日）Ⅰ型により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、完全週休 2 日（土日）Ⅱ型で発注することができる。

これ以外の国土交通省直轄工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については完全週休 2 日（土日）Ⅱ型で発注することを原則とする。

なお、完全週休 2 日（土日）Ⅰ型とは月単位の週休 2 日が前提となり、完全週休 2 日（土日）Ⅱ型とは通期の週休 2 日が前提となる。

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 44 号、国官技第 477 号）に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

3. 積算方法等

現場の閉所状況に応じて、「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 43 号、国官技第 476 号）で通知した補正係数を、労務費、共通仮設費率及び現場管理費率（以下「各経費」という。）に乗じるものとする。なお、市場単価方式における週休 2 日の補正については、「市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国技建管第 6 号）によるものとし、土木工事標準単価における週休 2 日の補正については、「土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国技建管第 7 号）によるものとする。

（1）現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている場合。受注

者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月で現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合。暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

③通期の週休2日

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合。

（2）補正方法

①完全週休2日（土日）Ⅰ型

当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のもの又は工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休2日（土日）に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休2日（土日）の取組の協議が整わなかったものを含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休2日の補正係数への変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わない。

②完全週休2日（土日）Ⅱ型

当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各

経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のものは、現場閉所の達成状況に応じて、月単位の週休2日の補正係数に変更、もしくは月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の取組を希望しないもの（完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休2日の補正係数に変更、もしくは月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評価実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

4. 対象工事である旨等の明示

- ①週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。
- ②当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとするが、原則実施しない。
- ③工事契約後、3（1）①に記載のとおり、完全週休2日（土日）の取組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ④やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

5. 適正な工期設定（条件明示）

工期設定にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和2年3月13日付け国技建管第23号。令和7年3月12日最終改正。）に基づき、下記項目に留意し、適正に設定するものとする。

- (1) 工期設定に必要となる現場条件について、設計図書へ明示する。
- (2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、本指針に基づき適切に変更する。
- (3) 工期設定にあたっては、原則「工期設定支援システム」を活用する。
- (4) 条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する。

6. 現場閉所の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月 1 回程度を目安とし、週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

7. 元請下請の取引の適正化について

週休 2 日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。

8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。